

## 令和5年度の後期高齢者医療制度の保険料制度改正について

### 1.均等割額の軽減について

後期高齢者医療制度の保険料について、令和5年度の均等割額の軽減制度は下記のとおりです。

令和4年度の消費者物価の伸びの見通し等を考慮し、5割及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されました。

#### ○均等割額の軽減基準

軽減割合	令和5年度	令和4年
7割軽減	変更なし	「43万円 +10万円×(年金・給与所得者の数 <sup>※1</sup> - 1)」以下
5割軽減	「43万円+ <u>29万円</u> ×(世帯の被保険者数) +10万円×(年金・給与所得者の数 <sup>※1</sup> - 1)」以下	「43万円+ <u>28万5千円</u> ×(世帯の被保険者数) +10万円×(年金・給与所得者の数 <sup>※1</sup> - 1)」以下
2割軽減	「43万円+ <u>53万5千円</u> ×(世帯の被保険者数) +10万円×(年金・給与所得者の数 <sup>※1</sup> - 1)」以下	「43万円+ <u>52万円</u> ×(世帯の被保険者数) +10万円×(年金・給与所得者の数 <sup>※1</sup> - 1)」以下

※1 「10万円×(年金・給与所得者の数 - 1)」の部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合のみ計算します。年金・給与所得者の数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかの条件を満たす人の数です。

- ・給与収入が55万円を超える人(給与収入のうち事業専従者給与分を除く)
- ・前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
- ・前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人